

香川県環境美化の促進に関する条例

平成5年3月25日
条例第2号

改正 平成12年3月27日条例第31号 平成13年7月17日条例第34号

平成30年3月23日条例第10号

香川県環境美化の促進に関する条例をここに公布する。

香川県環境美化の促進に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、県民、事業者、土地又は建物の占有者又は管理者、市町及び県が一体となって、空き缶、空き瓶、紙くず、たばこの吸い殻等のごみ（以下「空き缶等」という。）の投捨て等による散乱の防止に努めることにより、環境美化の促進を図り、もって美しく潤いのある県土づくりに資することを目的とする。

(県民等の責務)

第2条 県民、滞在者及び旅行者（以下「県民等」という。）は、空き缶等をみだりに捨ててはならない。

2 県民等は、空き缶等の散乱の防止に努めるとともに、県が実施する環境美化の促進に関する施策に協力しなければならない。

一部改正〔平成12年条例31号〕

(事業者の責務)

第3条 事業者は、その事業活動に伴って生ずる空き缶等の散乱の防止に努めるとともに、県が実施する環境美化の促進に関する施策に協力しなければならない。

2 飲食料の缶、瓶等の容器又は容器入りの飲食料を製造し、又は販売する者は、缶、瓶等の容器の散乱の防止に關し、消費者の協力が得られるように努めなければならない。

3 容器入りの飲食料を販売する者は、その販売する場所に缶、瓶等の容器を回収する容器を設置し、これを適正に維持管理するとともに、販売する場所及びその周辺の清掃を行わなければならない。

4 たばこを製造し、又は販売する者は、たばこの吸い殻の散乱の防止に關し、消費者の協力が得られるように努めなければならない。

5 旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第2項に規定する旅館・ホテル営業及び同条第3項に規定する簡易宿所営業並びに住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）第2条第3項に規定する住宅宿泊事業並びに旅行業法（昭和27年法律第239号）第2条第1項に規定する旅行業並びに旅客を運送する事業その他観光に関する事業を行う者は、空き缶等の散乱の防止に關し、旅行者の協力が得られるように努めなければならない。

一部改正〔平成12年条例31号・30年10号〕

(土地又は建物の占有者等の責務)

第4条 土地又は建物の占有者又は管理者（以下「占有者等」という。）は、その占有し、又は管理する土地又は建物における空き缶等の散乱の防止に努めるとともに、県が実施する環境美化の促進に関する施策に協力しなければならない。

一部改正〔平成12年条例31号〕

(県の責務)

第5条 県は、環境美化の促進に関する総合的かつ広域的な施策を策定し、及びこれを実施するものとする。

一部改正〔平成12年条例31号・13年34号〕

(基本方針)

第6条 知事は、環境美化の促進に関する施策を推進するための基本方針（以下「基本方針」という。）を策定するものとする。

2 基本方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 環境美化の促進に関する啓発及び意識の高揚に関する事項

(2) 環境美化促進地域の指定に関する事項

(3) 環境美化促進地域における環境美化の促進に関する施策の実施に関する事項

(4) 環境美化の促進に関する施策の推進体制に関する事項

(5) その他環境美化の促進に関し必要な事項

3 知事は、基本方針を策定し、又は変更したときは、これを公表するものとする。

一部改正〔平成12年条例31号・13年34号〕

(環境美化の日)

第7条 環境美化の促進について県民の関心と理解を深めるため、6月5日から同月11日まで及び9月24日から10月1日までのそれぞれの期間中の日曜日を環境美化の日とする。

2 県は、環境美化の日には、その趣旨にふさわしい行事が実施されるように努めるものとする。

一部改正〔平成12年条例31号・13年34号〕

(環境美化促進地域の指定等)

第8条 知事は、特に環境美化の促進を図る必要があると認める地域を、環境美化促進地域として指定することができる。

2 知事は、環境美化促進地域を指定しようとするときは、あらかじめ、関係市町の長の意見を聞くものとする。

3 知事は、環境美化促進地域を指定したときは、その旨を公表するものとする。

4 前2項の規定は、環境美化促進地域の指定の解除又はその区域の変更について準用する。

一部改正〔平成12年条例31号・13年34号〕

(環境美化促進地域をその区域に含む市町に対する援助等)

第9条 県は、環境美化促進地域をその区域に含む市町が当該環境美化促進地域に係る環境美化の促進に関する計画を作成し、及びこれを実施しようとするときは、当該市町に対して、必要な技術的な助言その他の援助を行うように努めるものとする。

2 前項に規定するもののほか、県は、環境美化促進地域において環境美化の促進に関する活動を行うものに対して、必要な指導及び助言を行うように努めるものとする。

一部改正〔平成12年条例31号・13年34号〕

(環境美化推進員)

第10条 知事は、環境美化の促進について熱意と識見を有する者のうちから、環境美化推

進員を委嘱することができる。

2 環境美化推進員は、県が実施する環境美化の促進に関する施策への協力その他の活動を行うものとする。

一部改正〔平成12年条例31号・13年34号〕

(環境美化推進団体)

第11条 知事は、公共的団体、市町、県等で構成され、環境美化の促進を目的として設立された団体を、その申出により、環境美化推進団体として指定することができる。

2 環境美化推進団体は、県が実施する環境美化の促進に関する施策に協力するとともに、空き缶等の散乱の防止に関する啓発及び知識の普及のために必要な活動その他の環境美化の促進に関する活動を行うものとする。

追加〔平成13年条例34号〕

(指導及び助言)

第12条 知事は、県民等、事業者及び占有者等に対して、環境美化の促進に関し必要な指導及び助言をすることができる。

一部改正〔平成12年条例31号〕

(市町等への援助)

第13条 県は、環境美化の促進に関する施策を効果的に実施するため、市町その他公共的団体に対して、必要な情報の提供、技術的な助言その他の援助を行うように努めるものとする。

一部改正〔平成12年条例31号〕

(補則)

第14条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

一部改正〔平成12年条例31号〕

附 則

この条例は、平成5年4月1日から施行する。

附 則(平成12年3月27日条例第31号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成13年7月17日条例第34号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成30年3月23日条例第10号)

この条例は、平成30年6月15日から施行する。